

提案基準 2 2 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）について（開発許可、建築許可）

提案基準 2 2 - 1 アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破砕施設について

市街化調整区域におけるアスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破砕施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1 この基準の適用をうけるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下「廃掃法」という。）第 1 5 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及び同法第 1 5 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設以外で産業廃棄物中間処理業の許可の範囲で行われる施設のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものに限る。

(1) 都市計画法第 4 条第 1 項第 1 1 号で定義する第一種特定工作物に該当する施設であること。

（同一の敷地内において継続して使用する可動式破砕施設を含む。）

(2) 廃掃法第 1 5 条の許可を受ける見込みのある施設及び産業廃棄物処理施設の許可を要しないものであって、産業廃棄物中間処理業の許可の範囲内で行われることが認められる見込みの施設であること。

(3) 事業計画において、当該都市計画区域において発生する廃材を過半処理するものであること。

（申請者）

2 申請者は、廃掃法第 1 4 条で規定する産業廃棄物処理業の許可を得た者、または許可を受ける見込みのある者。

（立 地）

3 市の土地利用計画と調整がとれた場所であること。

4 新規の立地にあつては、当該予定処理施設の敷地境界から既存の住宅、店舗等及び公園（以下「住宅等」と言う。）の敷地境界まで 2 0 0 メートル以上離れていること。

5 宅地の開発予定地（大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例の適用対象で事前協議中、または事前協議済の土地で未着手のものを含む。）及び土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続き中、または事業認可の事前協議中のものを含む。）における住宅等の敷地境界から 2 0 0 メートル以上離れていること。

6 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設等、特に静穏を必要とする施設、またはこれらの開発予定地（大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例の適用対象で事前協議中、または事前協議済の土地で未着手のものを含む。）の敷地境界から 3 0 0 メートル以上離れていること。

7 その他の当該予定処理施設に関する立地基準については、当市産業廃棄物主管課の基準に適合していること。

8 新規の立地にあつては、敷地が、建築基準法第42条第1項各号に規定する道路で、有効幅員が6メートル以上のものに接していること。ただし、開発許可にあつては、開発許可の基準によるものとする。

9 他法令の規制により、立地について困難な状況にないこと。

(規 模)

10 敷地の規模は、原則として3,000平方メートル以内とする。

(その他)

11 騒音、粉塵、振動等に対する環境保全対策が講じられていること。

12 附属建築物として管理事務所、便所、処理施設及び保管施設(廃掃法に定める廃棄物処理基準に適合する施設)は認められる。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成15年7月16日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、施行日の前に大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第4条に規定する事前協議、または都市計画法第43条第1項に基づく建築許可に該当するもので大津市産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第5条に基づく事前協議が開始されている開発事業については、なお従前の基準によることが出来る。

(付 記)

上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準22-1」として取扱う。

(附 則)

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成15年7月16日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、施行日の前に大津市開発事業の手續及び基準に関する条例第4条に規定する事前協議、または都市計画法第43条第1項に基づく建築許可に該当するもので大津市産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第5条に基づく事前協議が開始されている開発事業については、なお従前の基準によることが出来る。

(必要書類)

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、開発の必要性および概要等を具体的に記述すること。）
- 2 当市の産業廃棄物主管課の確認書
- 3 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 4 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 5 土地利用計画図
- 6 建築図面（平面図、立面図等）
- 7 その他市長が必要と認める書類